

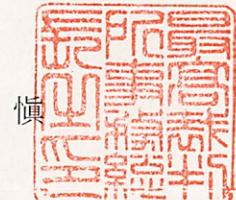
最高裁秘書第2325号

令和3年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

自己開拓プログラムの中止決定を見直して欲しいという趣旨で司法修習生から提出された令和2年6月20日付の意見書、及び当該意見書について司法研修所が作成した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年12月11日付け（同月14日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第5号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）